ホ　バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。次号において同じ。）

二　次に掲げる再生可能エネルギー源を熱として利用するための設備又はバイオマスを熱源とする熱を利用するための設備

イ　地熱

ロ　太陽熱

ハ　雪又は氷を熱源とする熱その他の自然界に存する熱（大気中の熱並びにイ及びロに掲げるものを除く。）

（建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る説明）

第八十条の三　法第六十七条の五第一項の規定により当該建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備について説明を行おうとする建築士は、当該建築物の工事が着手される前に、当該説明を行わなければならない。　（新設）

（書面の記載事項）

第八十条の四　法第六十七条の五第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第六十七条の五第一項の規定による説明の年月日

二　説明の相手方の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

三　当該建築物の所在地

四　当該建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備の種類及び規模

五　当該建築物の建築に係る設計を行った建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

六　当該建築士の属する建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別　（新設）

（説明を要しない旨の意思の表明）

第八十条の五　法第六十七条の五第二項の意思の表明（以下この条において単に「意思の表明」という。）は、当該建築物の建築に係る設計を行う建築士に次に掲げる事項を記載した書面を提出することによって行うものとする。

一　意思の表明の年月日

二　意思の表明を行った建築主の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

三　法第六十七条の五第一項の規定による説明を要しない建築物の所在地

四　当該建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　（新設）

（書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等）

第八十条の六　建築士は、法第六十七条の五第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　次条第一項各号に掲げる方法のうち当該建築士が用いるもの

二　ファイルへの記録の方式

2　前項の規定による承諾を得た建築士は、当該建築主から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該建築主に対し、法第六十七条の五第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該建築主が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。